

議案第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年) 月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例

宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

(6) 財産区特別会計

平井財産区、山本財産区、中筋財産区、中山寺財産区、米谷財産区、川面財産区、小浜財産区、鹿塩財産区及び鹿塩・東蔵人財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため

第1条中第7号から第14号までを削り、第15号を第7号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宝塚市特別会計条例の規定による平井財産区特別会計、山本財産区特別会計、中筋財産区特別会計、中山寺財産区特別会計、米谷財産区特別会計、川面財産区特別会計、小浜財産区特別会計、鹿塩財産区特別会計及び鹿塩・東蔵人財産区特別会計に係る令和5年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>平井財産区特別会計</u> <u>平井財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(7) <u>山本財産区特別会計</u> <u>山本財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(8) <u>中筋財産区特別会計</u> <u>中筋財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(9) <u>中山寺財産区特別会計</u> <u>中山寺財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(10) <u>米谷財産区特別会計</u> <u>米谷財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(11) <u>川面財産区特別会計</u> <u>川面財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(12) <u>小浜財産区特別会計</u> <u>小浜財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(13) <u>鹿塩財産区特別会計</u> <u>鹿塩財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(14) <u>鹿塩・東蔵人財産区特別会計</u> <u>鹿塩・東蔵人財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(15) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>財産区特別会計</u> <u>平井財産区、山本財産区、中筋財産区、中山寺財産区、米谷財産区、川面財産区、小浜財産区、鹿塩財産区及び鹿塩・東蔵人財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(7) (略)</p>